

霧島市手数料条例の一部改正について

霧島市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和元年6月7日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市手数料条例の一部を改正する条例

霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第86項を第89項とし、第72項から第85項までを3項ずつ繰り下げ、第71項の次に次の3項を加える。

72 法第87条の2第1項の規定に基づく用途変更を2以上の工事に分けて行う建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき27,000円
73 法第87条の2第2項の規定に基づく用途変更を2以上の工事に分けて行う建築物に関する特例の変更認定の申請に対する審査	1件につき27,000円
74 法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等の用途変更に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件につき121,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正により、建築物の用途変更に係る認定及び許可制度が創設されたことに伴い、当該認定及び許可に係る申請手数料について規定するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。